

令和7年度
富士・東部広域環境事務組合人事行政運営等状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の定数は、富士・東部広域環境事務組合職員定数条例により定められています。

(1) 職員数

区分	職員数		定数	備考
	令和7年度	令和6年度		
事務職	10 (2)	10 (3)	11	
退職者	0 (0)	0 (0)	—	

※ () は職員数内の再任用職員

(2) 区分別職員数

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
職員数	0(0)	2(1)	4(1)	2(0)	1(0)	1(0)	0(0)

※ () は職員数内の再任用職員

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間及び休暇等は、富士・東部広域環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例により定められています。

(1) 勤務時間

開始時刻	終了時刻	勤務時間
8時30分	17時15分	7時間45分

(2) 年次有給休暇の取得状況

平均取得日数
24.4日

※ 年次有給休暇は傷病休暇及び特別休暇を含む暦年の実績

3 職員の分限及び懲戒処分

(1) 分限処分

免職	停職	降任	降給	合計
0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	0人	0人	0人	0人

4 職員の服務

本組合における職員の服務につきましては、富士・東部広域環境事務組合職員服務規則の規定により、地方公務員法の定めるところに従い、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、言語、容儀を正し、体面を失するような行為を慎み、特に来訪者の応接は、親切丁寧を旨としなければならないとしています。

5 職員の給与、研修、勤務成績の評定、福祉及び利益の保護

職員の給与、研修、勤務成績の評定、福祉及び利益の保護に関する状況につきましては、本組合が構成市町村からの派遣職員により運営等しており、それぞれの派遣元市町村の規定を適用することになります。

6 公平委員会の業務状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	0人
(2) 不利益処分に関する審査請求の状況	0人